

◇IASB からの報告◇

適用後レビュー

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

IASB テクニカル・フェロー 牧野 めぐみ

1. はじめに

2019 年からの企業会計基準委員会への出向を経て、2023 年 4 月より国際会計基準審議会 (IASB) にテクニカル・フェローとして着任しています。本稿では筆者が IASB で担当している適用後レビュー「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』」(本プロジェクト)の進捗状況を報告します。なお、文中の意見にわたる部分はすべて個人的見解であることをお断りいたします。

2. 本プロジェクトの進捗状況

IASB は、2023 年 6 月に情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」を公表し 74 通のコメントレターを受領した。本情報要請で受け取ったコメント及びアウトリーチで聞かれた意見に基づき、2024 年 2 月から 4 月の IASB 会議において次の項目に関する適用上の論点について IASB が対応を行うかどうかについて議論が行われた。

- 1) 契約における履行義務の識別
- 2) 本人なのか代理人なのかの検討
- 3) ライセンス付与
- 4) 取引価格の算定
- 5) 履行義務の充足
- 6) 開示要求
- 7) IFRS 第 15 号と他の IFRS 会計基準書との関係

議論の結果、(1) 本人なのか代理人なのかの検討におけるサービスと無形資産に関する支配の評価、(2) 顧客に支払われる対価、(3) IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」について聞かれた意見、(4) 子会社である単一資産企業(いわゆる「コーポレート・ラッパー」)に対する資本持分の売却に関する論点、及び(5)IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」と IFRS

第 15 号との関係として聞かれた協力に関する取決めに関する論点について、次回のアジェンダ協議において検討することが暫定的に決定された。

また、セール・アンド・リースバック取引におけるセールにおいて支配が移転しているかどうかの判断については、2024 年第 2 四半期に開始することが予定されている IFRS 第 16 号の適用後レビューで追加の情報を収集することが暫定決定されている。

適用後レビューの目的は、開発された要求事項が IASB が意図したとおりに機能しているかを評価するプロセスである。本プロジェクトにおいて寄せられた意見の多くに関して、適用上の困難性は確認されるものの要求事項の明瞭性や適合性に致命的な欠陥がある等を示す証拠は認められておらず、その他の論点については対応を行わないことが暫定決定されている。IASB 会議においては、致命的な欠陥が指摘されていない項目に対して追加対応を行うことによる実務への混乱の可能性への懸念が何度となく指摘されている。

3. 今後の予定

2024 年 4 月までの IASB 会議においてほとんどの適用上の論点の議論が終了しており、今後は 2024 年 5 月の IASB 会議において学術論文のレビューと少数の関係者から寄せられたその他の適用上の論点の議論を予定している。また、履行義務の識別及び本人か代理人なのかの検討の過程において、結論の背景の内容の一部を基準書本体に取り入れるかどうかを今後の会議で議論することが暫定決定されており、2024 年 6 月の FASB との合同教育セッション後に議論することを予定している。これらの議論を経て 2024 年の第 3 四半期に本プロジェクトの報告書を公表することを予定している。